

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 3 1 日

各事務（管理）所 副所長 様

情報通信技術課長

「電気通信施設点検基準（案）」及び
「電気通信施設点検業務積算基準（案）」の試行について

標記について、令和4年3月30日付け事務連絡により、大臣官房技術調査課電気通信室企画専門官から別添のとおり通知がありましたので、通知します。

（発議 情報通信技術課 基準係）

事務連絡
令和4年3月30日

各地方整備局 企画部 情報通信技術課長 殿
北海道開発局 事業振興部 機械課 電気通信官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 情報通信技術室長 殿

大臣官房 技術調査課
電気通信室 企画専門官

「電気通信施設点検基準（案）」及び「電気通信施設点検業務積算基準（案）」の
試行について

別添のとおり通信用鉄塔及び反射板に係る、電気通信施設点検基準（案）及び電気通信施設点検業務積算基準（案）を定めたので試行されたい。

担当：大臣官房 技術調査課
電気通信室 電気通信基準係
深尾（80-22376）
本手（80-22377）

電気通信施設点検基準（案）

「個別点検」 001 鉄塔

No	確認事項の概要		作業の実施範囲，具体的方法	点検周期							使用測定器等	点検目的の概要	備考	
				毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	60ヶ月				
1	本体	鋼材(形鋼、仕口部、ガゼットプレート等)の確認	形鋼、仕口部、GPL等について腐食、亀裂、変形等の確認を行う。								○	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」	
		継手ボルト等の確認	継手ボルト等について腐食、脱落、緩み等の確認を行う。								○			ハンマー
		仕口溶接部の確認	仕口溶接部等について亀裂等の確認を行う。								○			
2	腹材 (本柱を除く塔体部材)	鋼材(形鋼、仕口部、ガゼットプレート等)の確認	形鋼、仕口部、GPL等について腐食、亀裂、変形等の確認を行う。								○	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」	
		継手ボルト等の確認	継手ボルト等について腐食、脱落、緩み等の確認を行う。								○			ハンマー
		仕口溶接部の確認	仕口溶接部等について亀裂等の確認を行う。								○			
3	柱脚	アンカーボルト・ナット・ベースPLの確認の確認	ベースPL溶接部、アンカーボルトについて腐食、亀裂、脱落、緩み等の確認を行う。 ※露出している場合、又は舗装等を掘削した際に確認できる場合								○	ハンマー	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」
4	基礎	ベースモルタル・基礎コンクリート・基礎及び周辺地盤の確認	モルタル仕上げ他のひび割れ、傾き等の確認を行う。								○	隙間ゲージ クラックスケール	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」
5	二次部材	梯子・ラック・アンテナ取付リング・踊場・手摺(形鋼、ボルト等)の確認	形鋼、ボルト、手摺等について腐食、亀裂、脱落、緩み等の確認を行う。								○	ハンマー	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」
6	その他	アンテナ取付架台、避雷針支持柱、水平ラダー等の確認	アンテナ取付架台、避雷針支持柱、水平ラダー等について腐食、亀裂、脱落、緩み等の確認を行う。また、導線の切断がないか点検し、接地端子への接続を確認する。								○	ハンマー	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」

電気通信施設点検基準（案）

「個別点検」 002 反射板

No	確認事項の概要		作業の実施範囲，具体的方法	点検周期							使用測定器等	点検目的の概要	備考	
				毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	60ヶ月				
1	本体	鋼材(形鋼、仕口部、ガゼットプレート等)の確認	形鋼、仕口部、GPL等について腐食、亀裂、変形等の確認を行う。								○	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」	
		継手ボルト等の確認	継手ボルト等について腐食、脱落、緩み等の確認を行う。								○			ハンマー
		仕口溶接部の確認	仕口溶接部等について亀裂等の確認を行う。								○			
2	腹材 (本柱を除く塔体部材)	鋼材(形鋼、仕口部、ガゼットプレート等)の確認	形鋼、仕口部、GPL等について腐食、亀裂、変形等の確認を行う。								○	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」	
		継手ボルト等の確認	継手ボルト等について腐食、脱落、緩み等の確認を行う。								○			ハンマー
		仕口溶接部の確認	仕口溶接部等について亀裂等の確認を行う。								○			
3	柱脚	アンカーボルト・ナット・ベースPLの確認の確認	ベースPL溶接部、アンカーボルトについて腐食、亀裂、脱落、緩み等の確認を行う。 ※露出している場合、又は舗装等を掘削した際に確認できる場合								○	ハンマー	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」
4	基礎	ベースモルタル・基礎コンクリート・基礎及び周辺地盤の確認	モルタル仕上げ他のひび割れ、傾き等の0確認を行う。								○	隙間ゲージ クラックスケール	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」
5	二次部材	梯子・踊場・手摺(形鋼、ボルト等)の確認	形鋼、ボルト、手摺等について腐食、亀裂、脱落、緩み等の確認を行う。								○	ハンマー	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」
6	その他	避雷針支持柱等の確認	避雷針支持柱等について腐食、亀裂、脱落、緩み等の確認を行う。また、導線の切断がないか点検し、接地端子への接続を確認する。								○	ハンマー	施設の安全性、正常性の確認及び維持	「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説による」

電気通信施設点検業務積算基準（案）

「個別点検」 001 鉄塔

No.	確認事項の概要		点検周期						単位	歩掛（人）								備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月		60ヶ月	アングルトラス、パイプトラス				シリンダー、パイプラーメン				
											3.6m未満		3.6m以上		3.6m未満		3.6m以上		
											技術者	技術員	技術者	技術員	技術者	技術員	技術者		技術員
1	本柱	鋼材(形鋼、仕口部、ガゼットプレート等)の確認							○	100基	100.0※1	100.0※1	130.0※1	130.0※1	100.0※1	100.0※1	130.0※1	130.0※1	
		継手ボルト等の確認																	
		仕口溶接部の確認																	
2	腹材 (本柱を除く塔体部材)	鋼材(形鋼、仕口部、ガゼットプレート等)の確認							○	100基	160.0※1	160.0※1	200.0※1	200.0※1	80.0※1	80.0※1	100.0※1	100.0※1	
		継手ボルト等の確認																	
		仕口溶接部の確認																	
3	柱脚	アンカーボルト・ナット・ベースPLの確認の確認							○	100基	10.0	10.0	15.0	15.0	10.0	10.0	15.0	15.0	
4	基礎	ベースモルタル・基礎コンクリート・基礎及び周辺地盤の確認							○	100基	10.0	10.0	15.0	15.0	10.0	10.0	15.0	15.0	
5	二次部材	梯子・ラック・アンテナ取付リング・踊場・手摺(形鋼、ボルト等)の確認							○	100基	100.0	100.0	120.0	120.0	100.0	100.0	120.0	120.0	
6	その他	アンテナ取付架台、避雷針支持柱、水平ラダー等の確認							○	100基	50.0	50.0	60.0	60.0	50.0	50.0	60.0	60.0	

(歩掛の補正) ※1：高力ボルトを使用していない場合は、本柱及び腹材の標準歩掛を150%とする。

注1：M16以上の普通ボルトに合いマークの施工が施されていることを前提とする。

電気通信施設点検業務積算基準（案）

「個別点検」 002 反射板

No.	確認事項の概要		点検周期						単位	歩掛（人）				備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月		60ヶ月	36m ² 未満		36m ² 以上		
											技術者	技術員	技術者		技術員
1	本柱	鋼材(形鋼、仕口部、ガゼットプレート等)の確認							○	100基	60.0	60.0	75.0	75.0	
		継手ボルト等の確認									※1	※1	※1	※1	
		仕口溶接部の確認													
2	腹材 (本柱を除く塔体部材)	鋼材(形鋼、仕口部、ガゼットプレート等)の確認							○	100基	60.0	60.0	75.0	75.0	
		継手ボルト等の確認									※1	※1	※1	※1	
		仕口溶接部の確認													
3	柱脚	アンカーボルト・ナット・ベースPLの確認の確認							○	100基	10.0	10.0	15.0	15.0	
4	基礎	ベースモルタル・基礎コンクリート・基礎及び周辺地盤の確認							○	100基	10.0	10.0	15.0	15.0	
5	二次部材	梯子・踊場・手摺(形鋼、ボルト等)の確認							○	100基	20.0	20.0	25.0	25.0	
6	その他	避雷針支持柱等の確認							○	100基	20.0	20.0	25.0	25.0	

(歩掛の補正) ※1: 高力ボルトを使用していない場合は、本柱及び腹材の標準歩掛を150%とする。

注1: M16以上の普通ボルトに合いマークの施工が施されていることを前提とする。